

被災住宅に修繕費を助成

4月4日の暴風により町内の住宅等に多大な被害がもたらされたことから、町では、自然災害で被災した住宅の修繕費助成制度を創設しました。

○助成対象となる災害住宅は

- (1) 自然災害 大雨、暴風、豪雪、地震、落雷等で町長が認めた災害
- (2) 個人住宅 自己が所有し、居住の用に供する住宅
- (3) 併用住宅 個人住宅と店舗、事務所等が一体となっている住宅

補助の対象住宅は、町民が町内に所有する個人住宅及び併用住宅であって自然災害により被害を受けたもの（現に居住する住宅）。

※災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用住宅と貸家、アパートは対象外です。

○助成対象となる方は

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 補助対象住宅を所有する方
- (3) 町税等の滞納がない方（世帯員全員）

○助成対象となる住宅修繕は

- (1) 屋根修繕工事
- (2) 内装修繕工事
- (3) 外壁修繕工事
- (4) 電気及び給排水設備工事

※家財、電器製品等の修理及び購入経費は対象外です。

○修繕助成の内容は

- 補助対象修繕工事費 5万円以上（消費税を除く）
- 補助率 30%相当（千円未満の端数切捨）
- 補助金上限 10万円

○助成の申請は

- (1) 領収書又は請求書の写し
- (2) 修繕工事内容が確認できる書類
- (3) 修繕工事前後の現況写真（修繕部分及び家屋全体）

受付期間 被災した日から1年以内 ※4月4日の暴風災害で被災された方は、来年4月3日まで申請を受け付けます

○助成対象の災害は

4月4日発生の暴風災害から助成対象となります。

▷申請、お問い合わせ 七ヶ宿町役場総務課 ☎37-2111

担当：総務係 木村・高橋



▲消火器を使った訓練



▲災害時に役立つ携帯電話機能説明の様子



▲瓦礫の下敷きになった人の救助訓練。迅速な動きとチームワークが求められました

6月12日、関小中学校を会場に総合防災訓練が開催されました。今年には昨年が発生した東日本大震災の教訓も踏まえ、住民の安否確認訓練、瓦礫や土砂の下敷きになった人の救助訓練など17項目の訓練を実施しました。会場は地震対応・応急手当訓練が体験できる第

1ブース、地震による火災対策の訓練が行える第2ブース、そして非常食の試食や展示、電話機を利用したの安否確認等、地震への備えを学習できる第3ブースに分かれており、地域住民、関小児童、七校生徒、婦人防火クラブの皆さんが各種訓練を体験しました。



▲ガスマイコンメーター復旧作業説明の様子



▲防火の誓いと火の用心の歌を元気に披露しました



▲非常食の試食コーナー

**もしもの備えは
まず心構えから!!**

昨年の東日本大震災が起きた後、非常時の備えは用意したものの「しばらく大きな災害は起きないだろう」と考えていた方も多いのではないのでしょうか。そんな予想を裏切るかのように今年には暴風災害が発生し、町内全域が大きな被害を受けました。「2度も起きたのだからもう来ないだろう」と考えるか、「2度も起きたのだからまた来るかもしれない」と考えるか、それだけでも非常時には大きな違いになると思います。皆さんの心の備えは大丈夫ですか？